

# 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター入会及び退会規程

(平成 23 年 8 月 1 日施行)

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（以下「本センター」という。）の定款第 3 章の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (学生等会員等の要件)

第 2 条 定款第 5 条第 1 項第 1 号に定める②学生等会員、③専業主婦（夫）等会員及び④シニア会員の要件は、次のとおりとする。

### (1) 学生等会員

学校教育法（第 1 条、第 1 2 4 条、第 1 3 4 条）に定める高等学校や大学などの学校、専修学校及び各種学校に在学する生徒又は学生

### (2) 専業主婦（夫）等会員

専業主婦（夫）、パートタイマー等で健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済組合法の規定による被扶養者並びに国民健康保険法の規定による世帯主以外の被保険者

### (3) シニア会員

65 歳以上で公的年金のみで生計を立てている者

## (入会の手続)

第 3 条 この法人の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長あてに提出し、その承認を得なければならない。

2 会長は、入会を承認したときは直ちに本人に通知するとともに、本センターが管理する会員名簿に登載しなければならない。

## (会費の納入等)

第 4 条 会長は、通常総会後、速やかに会員に会費請求書を送付しなければならない。ただし、通常総会後に入会した会員については、前条第 2 項の通知の際に会費請求書を送付するものとする。

2 会員は、前項の通知を受け取った日から 60 日以内に会費を本センターへ納入しなければならない。

3 会長は、前項の会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。ただし、会費が金融機関からの振込の方法により納入された場合には、原則として、領収書を交付しないものとする。

4 会員から会費が納入されたときは、直ちに会費台帳に登載しなければならない。

## (除名)

第 5 条 定款第 9 条の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、総会の 1 週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第6条 会長は、会員が定款第8条、第9条又は第10条の規定により資格を喪失したときは、会員名簿にその旨を記載しなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長あてに提出しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 入会申込書の様式その他この規程の実施に際し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターの設立の登記のあった日（平成23年8月1日）から施行する。
- 2 社団法人北方圏センター個人会員会費特例規程（平成22年6月30日制定）は、廃止する。